

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>4 地域再生計画の目標</b> (背景)</p> <p>日本経済は、輸出と民間設備投資に支えられた景気回復が続いてきたが、サブプライムローン問題に端を発した平成20年の金融不安のほか、原油・原材料価格の高騰などによって個人消費や企業の設備投資が落ち込み、<u>経済・雇用情勢は急速に悪化していった。</u></p> <p>本県経済はその後、<u>生産活動が堅調に推移し、雇用も改善基調を維持する</u>など、回復の動きを続けてきたものの、実感としてはまだまだとの声が多く、業種や企業規模、地域でばらつきが見られ、特に中小企業においては景気回復が実感できるものとなっていないのが実情であり、さらに、<u>平成22年夏以降の円高の長期化などによって県内景気の減速感は強まってきている。</u></p> <p>こうした景気動向に加え、地域経済を取り巻く環境は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化等により大きな転換期を迎えており、<u>_____</u></p> <p>_____ <u>産業とりわけ製造業の一層の集積による地域経済の活性化が極めて重要になってきている。</u></p> <p>また、人口は活力ある地域社会の基本であるが、本県の人口は平成10年をピークに減少傾向が続いており、その減少幅も近年拡大傾向にある。平成<u>21</u>年には自然・社会減あわせて <u>13,044</u> 人の減となり、社会減が <u>7,966</u> 人と減少の約 <u>6</u> 割を占め、年代別で見ると15～24歳の若年層が <u>5,559</u> 人と全体の <u>7</u> 割を占めている。さらに、新規高卒者の県内就職率は、</p>	<p>(略)</p> <p><b>4 地域再生計画の目標</b> (背景)</p> <p>日本経済は、輸出と民間設備投資に支えられた景気回復が続いてきたが、<u>最近のサブプライムローン問題に端を発した_____金融不安のほか、原油・原材料価格の高騰などによって個人消費や企業の設備投資が落ち込んできている。</u></p> <p>本県経済 _____ も<u>生産活動が堅調に推移し、雇用も改善基調を維持する</u>など、回復の動きを続けてきたものの、実感としてはまだまだとの声が多く、業種や企業規模、地域でばらつきが見られ、特に中小企業においては景気回復が実感できるものとなっていないのが実情であり、さらに、<u>原油・原材料価格の高騰などによって県内景気の減速感は強まってきている。</u></p> <p>こうした景気動向に加え、地域経済を取り巻く環境は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化等により大きな転換期を迎えている。さらに、<u>これまでは、公共事業政策、農林水産業対策などが展開され、地域経営を支えてきたが、今後、国・地方の財政制約が高まることが予測され、このまま手をこまねいていけば中央との格差がますます拡大することが懸念され _____、産業とりわけ製造業の一層の集積による地域経済の活性化が極めて重要になってきている。</u></p> <p>また、人口は活力ある地域社会の基本であるが、本県の人口は平成10年をピークに減少傾向が続いており、その減少幅も近年拡大傾向にある。平成<u>18</u>年には自然・社会減併せて <u>11,175</u> 人の減となり、社会減が <u>7,964</u> 人と減少の <u>7</u> 割を占め、年代別で見ると15～24歳の若年層が <u>6,197</u> 人と全体の <u>5</u> 割強を占めている。さらに、新規高卒者の県内就職率は、平成</p>

平成16年度の83.6%までは漸増傾向にあったが、平成17年度以降は減少に転じ、平成20年度には76.7%となったことから、特に若年者層に対する雇用の場の確保が喫緊の課題となっている。

(現状)

県は、社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成13年3月に策定した本県商工労働行政の総合的な指針である「うつくしま産業プラン21」を1年前倒して終了し、次の世代が夢と希望を持って暮らすことのできる活力に満ちた福島県を築くための新たな計画「福島県商工業振興基本計画“活きいき”ふくしま産業プラン」を策定し、平成22年度より本基本計画に基づく、商工労働施策の一層の推進に努めている。

また、

平成19年5月には、新たに知事を本部長とする「福島県企業誘致・立地企業振興対策本部」を立ち上げ、すそ野が広く、経済波及効果の高い業種、今後の成長が見込まれる業種、景気変動の影響を受けにくい業種を中心に積極的な企業誘致活動を行うほか、国内生産基盤の強化につながる研究開発機能や本社機能を有する企業、国内生産設備の再編に伴う工場集約化を行う企業の誘致に努めるとともに、既に県内に立地した企業へのフォローアップの強化を図り、本県での継続的な事業展開や再投資の促進を図っている。

(目標)

若年者層の雇用の場を確保しつつ、本県経済を活性化させるためには企

16年度までは漸増傾向にあったが、平成17年度には前年度比マイナス2.7ポイントの80.9%と減少に転じた。

このため、特に若年者層に対する雇用の場の確保が喫緊の課題となっている。

(現状)

県は、持続的自立的な発展を生み出す厚みのある産業基盤の形成に向け、平成18年1月に本県商工労働行政の総合的な指針である「うつくしま産業プラン21」の重点施策を見直し、諸施策の一層の推進に努めている。

また、平成18年11月に県政基本方針の一つの柱として「地域の特色を生かした活力ある県づくり」を掲げ、特に企業誘致や地域産業の育成・強化による産業振興とそれを支える人材の育成に取り組んでいる。平成19年5月には、新たに知事を本部長とする「福島県企業誘致・立地企業振興対策本部」を立ち上げ、

既に県内に立地した企業へのフォローアップの強化を図り、本県での継続的な事業展開や再投資の促進を図っている。

さらに、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連や半導体関連産業は今後も成長が見込まれ、幅広い経済波及効果が期待できる分野であり、産業の集積に戦略的に取り組んでいるところである。

(目標)

若年者層の雇用の場を確保しつつ、本県経済を活性化させるためには企

業誘致を積極的に展開し産業の集積を促進させるとともに、立地企業を受け入れる本県産業基盤としての中小企業及びそれを支える人材の育成強化を図る必要がある。

これらのことから、企業立地促進を核とした本県産業活性化の推進のため、本計画を策定することとする。具体的には地域の強みを生かした戦略的な企業誘致促進、本県経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業の育成支援、本県産業を担う人材の育成確保に積極的に取り組み、本県の豊かな個性と魅力を最大限に引き出し、いきいきとして活力に満ちた県づくりを行うことを目標とする。

指標名	指標の内容	目標値 (26年度)
①工場立地件数	福島県工業開発条例に基づく敷地面積1,000㎡以上の工場の新・増設に係る届出件数。	400件以上 (22～26年の累計)
②県の支援による医療・福祉関連の企業創出等数	県の支援により創業・新規進出・新分野進出した企業の数。	40社以上 (26年度末の累計)
③大学発ベンチャー企業数	大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業数及び大学と関連の深いベンチャー企業数_____。	40社以上 (26年度末の累計)
④経営革新計画実行中の企業数	毎年度末における経営革新計画実行中の企業数。	170社以上 (26年度末の累計)
⑤新規高卒者の県内就職率	新規高卒者県内就職者数÷新規高卒者就職者数×100 (H20年度実績：76.7%)	85.00% 以上

業誘致を積極的に展開し産業の集積を促進させるとともに、立地企業を受け入れる本県産業基盤としての中小企業及びそれを支える人材の育成強化を図る必要がある。

これらのことから、企業立地促進を核とした本県産業活性化の推進のため、本計画を策定することとする。具体的には地域の強みを生かした戦略的な企業誘致促進、本県経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業の育成支援、本県産業を担う人材の育成確保に積極的に取り組み、本県の豊かな個性と魅力を最大限に引き出し、多様性と創造性にあふれた活力ある県づくりを行うことを目標とする。

指標名	指標の内容	目標値 (22年度)
①工場立地件数	福島県工業開発条例に基づく敷地面積1,000㎡以上の工場の新・増設に係る届出件数。	100件 (毎年)
②県の支援による医療・福祉関連の企業創出等数	県の支援により創業・新規進出・新分野進出した企業の数。	35社
③大学発ベンチャー企業数	大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業数及び大学と関連の深いベンチャー企業数の累計。	30社
④経営革新計画実行中の企業数	毎年度末における経営革新計画実行中の企業数。	80社
⑤新規高卒者の県内就職率	新規高卒者県内就職者数÷新規高卒者就職者数×100 (H17年度実績：80.9%)	90.00%

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

企業立地促進を核とした本県産業活性化を図り、いきいきとして活力に満ちた県づくりを行うため、積極的な企業誘致による産業集積を促進するとともに、その受入基盤である中小企業の育成及びものづくり人材の育成・確保を図る。

- (1) ふくしまの将来を支える成長産業の創出
- (2) 産業を支える「人と地域の輝き」づくり

#### (1) ふくしまの将来を支える成長産業の創出

(課題)

- ① 世界的な人口増加と資源開発に伴い、資源の減少と地球温暖化が確実に進行しており、世界全体において今後も平均気温が上昇していくことが予測される中、未来の世代に良好な環境を継承していくため、地球環境の保全と経済成長を調和させた持続可能な社会としていくことが必要になっている。
- ② 本県の製造業は、経済のグローバル化などに伴い成長を遂げてきたところであるが、その反面、世界的な景気動向の影響を受けやすくなっていることから、新たな成長分野に対応した、力強く層の厚い産業の集積が必要となっている。
- ③ 我が国全体で人口が減少する中、産業の担い手、消費者ともに減少していくことから、本県の産業においても、技術力の向上など新たな価値の創出により、生産性と付加価値を向上させていくことが必要となっている。

(施策の展開方向)

- ① 戦略的な企業誘致の推進と立地企業の振興  
トップセールスによる積極的な企業誘致活動を展開するほか、企業に対す

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

企業立地促進を核とした本県産業活性化を図り、多様性と創造性にあふれた活力ある県づくりを行うため、積極的な企業誘致による産業集積を促進するとともに、その受入基盤である中小企業の育成及びものづくり人材の育成・確保を図る。

- (1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進
- (2) 活力ある中小企業の育成
- (3) ものづくり人材育成・確保対策

#### (1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進

ア 企業立地促進対策

先端産業分野を中心に国内への投資回帰の動きの中、海外を含めた地域間の企業誘致競争が激化しており、本県としても地域特性を生かした企業立地の促進が求められている。

このため、市町村等との連携を一層強化し、誘致対象業種の重点化(※)を図るとともに、高速道路、福島空港、小名浜港、相馬港など交通ネットワークや、地震等の災害が少なく、良質な水環境、治安の良さなどを含め「安全・安心」な立地環境など本県の優位性を効果的に情報発信しながら、インセンティブの整備、立地手続きのワンストップサービス化の推進など、積極的な企業誘致活動を展開し、本県への企業立地の拡大を目指すこととする。

また、立地企業の満足度向上が、本県での継続的な事業展開や新たな企業誘致にも繋がることから、訪問活動を強化し、聴取した要望などへの迅速かつきめ細かい対応を推進する。

さらに、生産コストの縮減、フレキシブルな製品の供給等は立地企業を促進する上で重要なファクターなので、地域企業が立地企業の要求する技術レベルを習得するための支援を行い、受注の確保につなげ、

る補助制度の効果的な活用により、産業の集積を図る。  
立地企業に対しては、企業が抱える懸案事項に対し、迅速できめ細やかな対応を図るなど、効果的なフォローアップを実施するほか、商談会の開催などを通じて取引拡大や技術力強化を支援する。

#### ② 産業クラスターの形成

産学官など多種多様な連携で組織される研究会等の立ち上げを支援するほか、県ハイテクプラザにおける支援の強化と県内企業への技術移転の推進を図る。

中小企業者等が行う新たな製品の開発や販路開拓の取り組みに対して、「ふくしま産業応援ファンド」等の活用を通じて支援する。

#### ③ 技術革新の推進

中小企業の技術力・開発力を強化し、付加価値の高いものづくりを促進するため、県ハイテクプラザ等における研究体制を充実する。

産学官連携ネットワークを活用し、大学やハイテクプラザなど公設試験研究機関との連携強化に努め、産学官共同研究や技術移転を促進することにより、県内中小企業の技術力と商品開発力の向上を図る。

県内企業の有する独自技術の知的財産化と未活用知的財産の活用を支援する。

#### ④ 輸送用機械・半導体関連産業等の振興

これまで重点的に集積を図ってきた輸送用機械、半導体関連産業については更なる振興を図るとともに、今後成長が見込まれる環境・新エネルギー関連産業など高い競争力を有する新たな分野の育成を図り、従来の分野ごとの連携にとどまらない分野横断型の取り組みを進め、産業間のネットワーク強化を図る。

#### ⑤ 医療・福祉機器関連産業の育成強化

研究開発成果の県内企業への技術移転や医療機器産業界からの試作・量産依頼を促進するため、関係団体等と連携し、県内企業に対し、設計開発、試作・実証実験、薬事法許認可、知的財産管理、販路拡大など一体的な支援を組み合わせ実施する。

立地企業の安定的な部品調達というニーズを満たすこうした取組を通じて相互の技術力向上を図り、立地企業と地域企業相互の連携を強化する。

#### ※重点誘致対象業種

- 研究開発型企業、研究所
- 電子部品・デバイス、輸送用機械関連企業
- 情報通信、医療・福祉、環境、新製造技術関連企業
- 食品、住宅関連企業
- 既立地企業の関連企業
- ソフトウェア等産業支援サービス業、生産物流企業、外資系

#### 企業等

(施策の展開方向)

- ① 戦略的な企業誘致活動の展開
- ② 立地企業へのフォローアップ強化
- ③ 立地企業と地域企業との連携強化

#### イ 産業集積促進対策

本県では、これまで医療福祉機器分野を中心に成長産業育成のための研究開発を重点的に支援するとともに、大学等の知的資源を生かした新技術の開発や成長産業の誘致を進めてきており、過去には構造改革特区の認定を受ける等、外国人研究員の誘致にも取り組んでいる。

こうした取組を通じ、付加価値の高い技術・製品開発が徐々に進展してきたものの、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業の集積や、大学等の最先端のポテンシャルを十分生かしているとはいえず、力強さを欠く状況にある。中国の隆盛など海外の激しい追い上げにあう中で、加工組立産業を中核とする本県のものづくり産業が中長期的にわたって活力を維持していくためには、熟練技術の蓄積をもつ中小企業と知の蓄積を持つ大学、試験研究機関等が連携し、技術の琢磨、実用化、ビジネスモデルの構築を進めるなど、ターゲットを絞った「ふくしま」独自の産業クラスター戦略を展開する必要がある。

今後の成長が期待できる医療・福祉機器関連産業の企業誘致を進め、安定的な地域経済の発展を図る。

#### ⑥ 環境・新エネルギー関連産業の育成強化

環境・新エネルギー関連産業の育成のため産学官連携組織への支援や技術開発を支援するほか、環境・新エネルギー関連分野に進出しようとする企業に対し、技術開発等の支援を行う。

戦略的な企業誘致を通じて、今後の技術革新により成長が期待できる環境・新エネルギー関連産業の集積や参入促進を図る。

#### ⑦ 農商工連携関連産業の振興

農商工連携等による付加価値の高い新商品の開発や販路開拓に取り組む中小企業等に対して、「ふくしま農商工連携ファンド」や「ふくしま産業応援ファンド」による支援を行うほか、地域経済への波及が見込まれる植物工場、食料品製造業等の企業誘致を進めること等により中小企業等の取引機会の拡大に努める。

### (2) 産業を支える「人と地域の輝き」づくり

#### (課題)

① 人口減少、少子高齢化が進行する中で、長期的に生産年齢人口は大幅に減少するなど、本県においてもその影響は避けることができない。また、ひきこもりやニートとなる若年者も増加しつつある。このため、女性や高齢者、若年者など多様な産業の担い手を確保していくことが必要となっている。また、有効求人倍率が低い中であっても、働く人を必要とする分野も多くあることから、就業に際するミスマッチの解消が必要となっている。

② 企業の経営努力では対処しきれない経済環境の変化などにより、思いもよらず離職に直面するリスクが高まっており、離職に対する社会的な不安

このため、企業間のネットワークを構築し、その連携を図るとともに、大学や試験研究機関との連携強化による産業集積や知的資源の蓄積、市場・雇用の成長性や県民ニーズ、国等のプロジェクトとの相乗効果等を踏まえ、医療・福祉、環境、IT、新製造技術（輸送用機械関連産業、半導体関連産業）、食品、地域ビジネスの6分野を重点分野とし、持続的発展が可能な産業クラスターの創出を目指すこととする。

#### (施策の展開方向)

- ① 新事業支援体制の機能強化
- ② 産業クラスターの核となる産学官ネットワークの強化
- ③ 産業クラスター形成促進のための支援強化

### (2) 活力ある中小企業の育成

#### ア 中小企業・ベンチャー支援対策

経済・社会環境の構造的変化の中で、顧客志向の商品・サービスづくり、高品質化・短納期、低コストの実現、市場の成熟化に伴う新たな事業開拓、経営・財務体質の強化など中小企業が抱える課題は複雑化してきており、自らの経営資源を生かしながら環境変化に対応した柔軟かつ持続可能な経営への転換に取り組んでいくことが求められている。また、規制緩和など構造改革の進展や成熟社会への移行が進む中、多様化するニーズに対応し、地域経済に新たな活力を生み出す成長産業や新分野事業の創出が求められている。

このため、こうした環境変化に対応し経営資源の充実・強化に取り組む中小企業を積極的に支援するとともに、新たな活力として期待されるベンチャーの育成を支援し、地域経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業・ベンチャーの輩出とその育成を目指すこととする。

を解消することが強く求められている。

- ③ 人口が減少する中では、一人ひとりの力を高めていくことがより重要となることから、一人ひとりの能力育成を進めるとともに、これまで受け継がれてきた知識・技能を継承し発展させていくことが必要となっている。

(施策の展開方向)

① 高度産業人材の育成

進出企業より「勤勉な県民性」と評価される本県の人材の強みを生かしながら、幅広いニーズに応えられる産業人材を育成するため、様々な主体と連携して、総合的な産業人材育成支援を行う。

リーダーシップを発揮できる管理・経営者の育成や経営基盤強化につながる製品開発力の育成、高い生産管理能力を有する工場長等の育成を図る。

県立テクノアカデミーにおいては、新技術への対応力、問題解決能力等のより高い能力を有し、産業の高度化に対応できる実践的な技術者を育成するほか、県の関係機関における人材、設備を活用した人材の育成に取り組む。

② 技能・知識・経験の継承・発展

熟練技能の継承・発展のために、次代を担う若年技能者の技術水準の向上に向けた取組みを支援するほか、民間団体等が行う認定職業訓練に対する支援を行う。

③ 多様な人材への就労支援

新規高卒者及び新規大卒者等を対象に、企業との面接会や説明会などを行い、企業への理解度の向上に努めるとともに、就業に関する各種情報の提供、インターンシップやキャリア教育を通じた職業観の醸成等を行うことにより、若年者の就労支援を行う。

離職者等に対し、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施し、早期就職を支援する。

また、本県には全国有数の生産量を誇る農林水産物をはじめ、歴史に培われた伝統工芸品や、多様な鉱工業品及び技術、豊かな自然や数々の温泉等の観光資源といった特色ある地域資源が多数存在しており、国、市町村、商工関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら、商品開発やその販路開拓・拡大に取り組む中小企業を積極的に支援し、新たな地域産業の創出、発展を目指すこととする。

(施策の展開方向)

① 中小企業・ベンチャーへの支援充実

② 中小企業を支える制度資金の充実・強化

地域資源を生かした中小企業の取り組みへの支援

イ 技術力強化・知的財産対策

知識社会、成熟社会において、今後ますます技術力等の知的資産を巡るグローバルな市場競争が激化する中、高度化するニーズに対応できる技術力の向上が重要となっており、また、そうした技術力を支える知的財産の保護、活用について企業の戦略的行動が求められている。

このため、本県中小企業の技術力・商品開発力の強化を図るとともに、中小企業における知的財産を適切に保護・活用する為の人材育成や中小企業の知的財産戦略への支援を行い、付加価値の高い、国際競争力のある産業が活発に展開する「知的財産立県ふくしま」の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

① 革新的な技術の創造と新事業の創出への支援

② 中小企業の知的財産戦略への支援

(3) ものづくり人材育成・確保対策

ア ものづくり人材育成対策

人口減少社会の到来により本県の活力を維持していくためには、働く者一人ひとりがその能力を高め、十分発揮することにより労働生産

性を高めていくことが必要であり、今まで以上に職業能力開発に取り組んでいくことが重要となっている。また、2007年問題、激しさを増す国際競争に対応していくためには、次代を担う人材に着実に技能・技術を継承することが喫緊の課題となっており、さらには厳しさの続く経営環境等により、企業内での職業訓練機能が低下している反面、即戦力となる高度な技能・技術力を持つ人材が求められている。

このため、産業界と教育機関等が連携し、経営、技術等さまざまな分野において、産業の高度化、事業の高付加価値化や新分野への進出等を担う高度で専門的な知識や技術を有する産業人の育成を図るとともに、優れた熟練技能の維持・向上に向けた職業能力開発の推進を図るなど、本県のものづくり産業を支える人材の育成確保に積極的に取り組むこととする。

(施策の展開方向)

① 人材育成施設の整備充実

② 在職者への職業能力開発支援

産学官連携による職業能力開発促進

イ 若年者等への就業支援対策

近年、雇用情勢は改善基調にあるものの、若年者を取り巻く状況は依然厳しく、フリーターと呼ばれる不安定就労者やニートと呼ばれる若年無業者が多数存在するなど、若年者の就業確保が本県産業を維持発展させる上での極めて重要かつ喫緊の課題となっている。

このため、行政と産業界が一体となって若年者の就業を支援し、若年者が働く意欲を持って活躍できる雇用の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

① 若年者等の就職促進

実践的職業訓練の実施



5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

地域再生支援利子補給金

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

(2) 支援措置を受けることができる地域再生支援貸付事業

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が、地域再生法施行規則第5条で規定する事業に該当し、かつ以下の投資を本県内において行う者に対して行う資金の貸付事業とする。

① 重点誘致対象業種（輸送用機械関連産業、半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業、環境・新エネルギー関連産業、農商工連携関連産業）に係る新規立地事業者の投資

② 既存立地企業の継続的な事業展開に伴う投資及び再投資

③ 交通ネットワーク整備等県内企業立地環境の向上に資する投資

④ 立地企業と地域企業相互の連携強化に資する投資

⑤ ものづくり産業に属する者のうち、在職者への職業能力開発支援、若年者等の就職促進、実践的職業訓練等を行っていると認められる者が行う投資

⑥ その他本県の当該地域再生計画の趣旨に合致していると認められる投資

(3) 地域再生法施行規則第5条に定める事業種別  
(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

地域再生支援利子補給金

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

(2) 支援措置を受けることができる地域再生支援貸付事業

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が地域再生法施行規則第6条で規定する事業に該当し、かつ以下の投資を本県内において行う者に対して行う資金の貸付事業とする。

① 重点誘致対象業種 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に係る新規立地事業者の投資

② 既存立地企業の継続的な事業展開に伴う投資及び再投資

③ 交通ネットワーク整備等県内企業立地環境の向上に資する投資

④ 立地企業と地域企業相互の連携強化に資する投資

⑤ 重点6分野（医療・福祉、環境、IT、新製造技術〔輸送用機械関連産業、半導体関連産業〕、食品、地域ビジネス）における新産業創出・活性化に資する事業

⑥ ものづくり産業に属する者のうち、在職者への職業能力開発支援、若年者等の就職促進、実践的職業訓練等を行っていると認められる者が行う投資

⑦ その他本県の当該地域再生計画の趣旨に合致していると認められる投資

(3) 地域再生法施行規則第6条に定める事業種別  
(略)

(4) 地域再生支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関  
地域再生法第12条第1項の規定に基づく地域再生協議会となる「福島県企業立地活性化促進戦略協議会」の構成員である株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、株式会社秋田銀行、株式会社みずほ銀行、福島信用金庫、二本松信用金庫、須賀川信用金庫、あぶくま信用金庫、福島県商工信用組合、会津商工信用組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の経済的社会的効果等  
企業誘致等に伴う県内雇用基盤の維持・創出を図るものであり、計画期間中における利子補給金給付対象事業を14件、雇用維持・創出効果は120人と想定する。

- ※ ・本県の1事業所あたりの従業者数8.6人  
(平成18年度事業所・企業統計調査[総務省]、民営事業所・従事者数)  
・支援措置は期間中に14件と想定  
(平成19～22年の福島県の工場立地件数は236件、支援件数は6件。  
支援件数割合は2.5%。今回の経済的社会的効果設定にあたり、支援件数割合を3.5%と想定。 $400件 \times 3.5\% = 14件$ )  
よって、8.6人  $\times$  14件 = 120人

5-3 その他の事業  
支援措置によらない独自の取り組み

(4) 地域再生支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関  
地域再生法第12条第1項の規定に基づく地域再生協議会となる「福島県企業立地活性化促進戦略協議会」の構成員である株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、株式会社秋田銀行、株式会社みずほ銀行、福島信用金庫、二本松信用金庫、須賀川信用金庫、あぶくま信用金庫、福島県商工信用組合、会津商工信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫(平成20年10月1日から株式会社商工組合中央金庫)、日本政策投資銀行(平成20年10月1日から株式会社日本政策投資銀行)

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の経済的社会的効果等  
企業誘致等に伴う県内雇用基盤の維持・創出を図るものであり、利子補給金給付対象事業を年間10件、雇用維持・創出効果は86名/年を想定する。

- ※ ・本県の1事業所あたりの従業者数8.6人  
(平成18年度事業所・企業統計調査[総務省]、民営事業所・従事者数)  
・支援措置は1金融機関が約1年間で2件と想定  
(平成19年11月から現在までの支援実績は3件)  
・支援措置を行うことができる指定金融機関数は5と想定  
よって、8.6人  $\times$  2件  $\times$  5金融機関 = 86人

5-3 その他の事業  
支援措置によらない独自の取り組み

<p>(略)</p> <p>(5) <u>産学官連携や県立テクノアカデミーの高度化による人材育成確保</u> 産学官連携による先端分野に対応した実践的研修の実施や、<u>県立テクノアカデミーにおける高度職業訓練等</u>により、急激な技術革新に対応できる高度な知識・技術を備えたものづくり人材の育成を図る。</p> <p>(6) <u>地域企業と連携した若年者への職業訓練実施</u> フリーター等不安定就労者の安定した雇用を推進するため、<u>県立テクノアカデミーや民間教育訓練施設での学科や実技と企業実習を組み合わせた教育訓練等</u>を行う。</p> <p><b>6 計画期間</b> 認定の日から<u>平成27年3月末</u> ただし、<u>地域再生支援利子補給金に係る期間</u>については、認定の日から<u>平成27年3月31日</u>までに締結した利子補給契約の終了日まで。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) <u>産学官連携や県立高等技術専門校の高度化による人材育成確保</u> 産学官連携による先端分野に対応した実践的研修の実施や、<u>県立高等技術専門校の短期大学校化と学科の再編整備</u>により、急激な技術革新に対応できる高度な知識・技術を備えたものづくり人材の育成を図る。</p> <p>(6) <u>地域企業と連携した若年者への職業訓練実施</u> フリーター等不安定就労者の安定した雇用を推進するため、<u>高等技術専門校や民間教育訓練施設での学科や実技と企業実習を組み合わせた教育訓練等</u>を行う。</p> <p><b>6 計画期間</b> 認定の日から<u>平成23年3月末</u> ただし、<u>地域再生支援利子補給金に係る期間</u>については、認定の日から<u>平成23年3月31日</u>までに締結した利子補給契約の終了日まで。</p> <p>(略)</p>
---	--